

平成 23 年 第 8 回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 23 年 8 月 17 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

午後 3 時 20 分閉会

開催場所 摂津市役所本館 3 階 301 会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
58	摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件	承認
59	摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	承認
60	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	承認
61	摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則及び摂津市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則制定の件	承認
62	摂津市社会教育委員委嘱の件	承認
63	摂津市体育指導委員委嘱の件	承認
64	平成 23 年度一般会計補正予算第 2 号原案承認の件	承認

出席者

委員 長	新庄慶昭	教育次長 兼		教育政策課長	若狭孝太郎
委員 長		次世代育成部長	馬場 博	こども教育課長	小林 寿弘
職務代理者	溝口重雄	教育総務部長	登阪 弘	教育推進課長	撰田 裕美
委員	大矢優子	生涯学習部長	宮部 善隆	児童相談課長	北橋ひとみ
委員	原田正文	次世代育成部次長		総務課長代理	安田 信吾
教育長	和島 剛	兼教育センター所長	前馬晋策	子育て支援課長代理	高田 邦明
		生涯学習部次長		教育政策課長代理	野本 憲宏
		兼文化スポーツ課長	布川 博	こども教育課長代理	木下 伸記
		生涯学習部参事		安威川公民館長	岡本 治
		兼生涯学習課長	池上敦実	総務課総務係員	奥村 有理
		総務課長	岩見賢一郎		
		子育て支援課長	大橋 徹之		

委員長

ただいまから、平成 23 年第 8 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は原田委員です。よろしくお願ひいたします。

議案第 58 号「摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第 59 号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」、報告事項(1)「摂津市こども園の管理及び運営に関する要綱制定の件について」を一括上程いたします。こども教育課長から説明をお願いします。

こども教育課長

議案第 58 号「摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第 59 号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」、報告事項(1)「摂津市こども園の管理及び運営に関する要綱制定の件について」を別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか。

大矢委員

春に学校訪問した際に、保育所の方で異年齢交流ということで兄弟のようにセットにして保育をするというところもありました。3 歳児 4、5 歳児を一緒にしていたところもあったのですが、別府の方ではそれはもうしないで、幼稚園と保育所の子どもを同じクラスにして保育をするということでしょうか。

こども教育課長

4 歳児、5 歳児につきましては、当初から同じクラスで運営するという形になるかと思ひます。学校訪問でも見ていただいたと思ひますが、縦割り、年齢に応じたグループ活動もこども園での活動とさせていただきます。

委員長職務代理者

1、2 点質問しておきたいと思ひます。平成 22 年 12 月に市長の依頼を受けて、教育委員会としての一定の方向性を出しました。それに続いて、着々と進んでいるわけですが、ひとつは当時も議論したと思ひのですが、人口推計。今、課長からありましたとおり、開発もこの地域に限っては、ほぼないだろうと思ひます。一般的な人口減少傾向、この地域においてもそのとおりなのだろうと思ひます。この 3 園の定数と 23 年 4 月 1 日現在での在籍数によって、充足率が出てくると思ひますが、現行どのようになっているのでしょうか

というのが1点。それから2点目は、現行は厚生労働省の通達によって15パーセントまでの幅を持つことができるという説明がありました。当初では、4歳児に限って当分の間35人であるところを40人までの幅を持っておられるわけですが、改正案ではこういった幅を一切持たないのですが、それは人口推計からして必要がないということだと思えます。それで大丈夫であるかどうかという点と、実際に過去、幅について適応したことがあるのかどうかということが2点目。3点目は、来年の4月に開園ということですが、計画どおりに着々と進んでいるのかどうか以上3点についてお願いします。

こども教育課長

定数に対する、充足率 23年度の保育所の説明をさせていただきますと、別府保育所につきましては定員60名ですが、8月1日現在で入所児童数が62名、正雀保育所につきましては、90名のところが99名、鳥飼保育所につきましては90名のところが102名、子育て総合支援センターにつきましては、130名のところが145名ということでございます。幼稚園についてですが、べふ幼稚園につきましては現在59名、4歳児が27名、5歳児が32名でございます。40名をべふ幼稚園の方に但し書きで設けていた件ですが、これはみやげ幼稚園とせつつ幼稚園が統合になったおり、せつつ幼稚園の定数を変更いたしまして、その時にべふ幼稚園につきましても、べふ幼稚園に通われる方が多いのではないかとべふ幼稚園の定数を40名にしたわけですが、べふ幼稚園の方、平成20年度以降の人数ですが4歳児が28名。

委員長職務代理者

途中ですが、尋ねたことをまず答えて下さい。つまり、23年度当初現在の在籍人数です。

こども教育課長

べふ幼稚園の定数は4歳児30名、5歳児70名でございますけれども、4歳児の在籍が27名、5歳児32名。せつつ幼稚園につきましては、定数が4歳児90名、5歳児140名、在籍数が4歳児69名、5歳児54名。とりかい幼稚園につきましては、4歳児60名、5歳児70名、在籍数は、4歳児42名、5歳児が36名でございます。

教育次長

先ほど、溝口委員が定数の内の15パーセント増のお話をされましたが、これは幼稚園ではなく保育所です。保育所の場合の定数ですが、今回も小林が申し上げましたように保育所については、本来

ならば 60 名ですが 69 名まで受け入れをするということで 15 パーセント増で受け入れをする予定を致しております。それと、過去の状況は先ほど申しあげましたとおりでございます。4 月までの準備につきましては、万全でしております。

委員長

他に質問等はございますか。無いようでしたら、議案第 58 号「摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第 59 号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」、報告事項(1)「摂津市こども園の管理及び運営に関する要綱制定の件について」について原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第 60 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」、議案第 61 号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則及び摂津市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を上程いたします。文化スポーツ課長から説明をお願いします。

文化スポーツ課長

議案第 60 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」、議案第 61 号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則及び摂津市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか。

委員長職務代理者

今もありましたように、昭和 36 年に元の法律があつて平成 23 年にこの法律が今日あるということですが、僕の記憶に間違いがなければ 19 年 6 月に改正はされていませんか。ということは、内容は「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に変えるとか、「振興」を「推進」ととかいうことですが、19 年に改正があつたと、3 年足らずで今年改正があると、本市条例制定で問題にすることではないのですが、改正の理由とか背景とかがわからない。この程度の改正であれば、19 年にされていてもいいのではないかと思ひました。これは、本来 23 年制定ならばスポーツ基本法第 78 号の資料を一般的には我々は入手できません。従つて、このような提案をされる場合は資料を提出をしていただきたいと思います。まず、19 年にその

ような提案がないとすれば、私調べます。

教育長

スポーツ振興法を見ていますが、19年の改正内容はわかりません。今回の法改正の中では、明らかに全文を改正し新たな法律となっています。

大矢委員

振興法と基本法は何が違うのでしょうか。

教育長

ここに書いてあるのは、スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、青少年の体力の向上や、人格の形成の影響、地域の一体感や活力を醸成。2番目には、スポーツに係る多様な主体の連携と協働、3番目には、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進と書かれています。前のスポーツ振興法よりも、もう一步踏み込んで国作りの中でスポーツの役割を明らかにしていくことを示しています。

生涯学習部長

今回6月24日の国会でスポーツ基本法が制定されました、それまでは、スポーツ振興法でございました。制定は昭和36年、制定された日を見ますと、昭和39年東京オリンピックが開催されました。東京オリンピックの開催に伴いまして、どちらかというアマチュアスポーツの振興という面からスポーツ振興法が制定されたといわれております。この東京オリンピックからですから40数年ほど過ぎまして、その間に変化がございまして、そういったことからスポーツ振興法が時代にそぐわなくなってきたので、今日のスポーツの状況に合わせてスポーツ基本法が6月24日に制定されまして、8月24日付けで施行ということになっております。今回上げさせていただきました、体育指導委員につきましても新しく制定されましたスポーツ基本法の中で、スポーツ推進委員という名称に変わりましたと共に連絡調整にあたるということですので。連絡調整につきましても、地区体の連絡や、実際に合わせた法律改正になっているのではないかと考えております。スポーツ基本法につきましても、新たに基本理念等も追加されております。その中には、国、地方の責務を新たにしております。

委員長職務代理者

答弁途中で申し訳ありません。私は、内容について異存があるわ

けではありません。要は、19年に改正されているわけです。更に今年改正されているわけです。今、用語の改正があるということがわからない。

委員長

ありがとうございました。資料の方後ほどお願い致します。他に何か質問等はございますか。なければ、議案第60号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」、議案第61号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則及び摂津市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について原案どおり承認いたします。続きまして、議案第62号「摂津市社会教育委員委嘱の件」を上程いたします。生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第62号「摂津市社会教育委員委嘱の件」を別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか。無いようでしたら、議案第62号「摂津市社会教育委員委嘱の件」について原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第63号「摂津市体育指導委員委嘱の件」を上程いたします。文化スポーツ課長から説明をお願いします。

文化スポーツ課長

議案第63号「摂津市体育指導委員委嘱の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか。無いようでしたら、議案第63号「摂津市体育指導委員委嘱の件」について原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第64号「平成23年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」を上程いたします。総務課長から説明をお願いします。

総務課長

議案第64号「平成23年度一般会計補正予算第2号原案承認の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

	【以下議案書、参考資料等により説明あり】
子育て支援課長	【以下議案書、参考資料等により説明あり】
こども教育課長	【以下議案書、参考資料等により説明あり】
児童相談課長	【以下議案書、参考資料等により説明あり】
生涯学習課長	【以下議案書、参考資料等により説明あり】
文化スポーツ課長	【以下議案書、参考資料等により説明あり】
委員長	何か質問等がございますか。
大矢委員	児童相談課の件ですが、細かい内訳の中に電動自転車購入とありますが、やはり学校とかに駆けつけるために必要なのでしょうか。
児童相談課課長	電動自転車につきましては、学校の安全確認ということで必ず本人確認に参ります際に、電動自転車を活用させていただこうかと考えております。
委員長職務代理者	まず1つは、資料と言いますか提案の仕方なのですが、今回補正とはいえ34枚にわたっております。これを、当初私がいただいておられます1、2枚の一覧で、こういった事業があって、事業の目的、効果、一般財源、優先順位とかが我々には関心があるわけです。その辺では、詳細に資料提携いただいておまして、文句つけるのは申し訳ないのですが、もう少し簡単な資料でいいのではないかと思います。2点目は、一般財源であるものについては、一般財源と言えども医療費の返還であったり、致し方のない電波障害の撤去であったり、これはこのとおりで仕方がないのですが、ただ国、国庫の財源とはいえ、これが本市においてどうなのかということについては検討しなければならないと思います。そういった場合に、たとえばアスリートを呼んで講演会をすとかいった場合に国庫、あるいは府の支援については制約と申しますか、予算執行の制約があるのか無いのかということ。事業執行についての制約はどんなものなののでしょうか。全く、本市がオリジナルに考えてもいいものなのかどう



か、お答え下さい。

こども教育課長 大阪府の方から、地域福祉・子育て支援交付金という、子育てであつたり、青少年の健全育成にさらに力を入れていきたいということで設けられている交付金でございます。その中で、地域重点課題事業といいますのは、市独自で取り組んでいく取組みとして、青少年に関する事業、講演会等を行って、話を聞いてよかった、おもしろかった、で終わるのではなく、合わせて食に関するパンフレットとか、そういったものを子どもたちに持って帰ってもらって家で保護者の方と食育について考えてもらう機会をつくったり、子どもたちの体のことを考えた指導を行ったりする取組みです。事業提案していく中で、細かいヒアリングがあるかと思います。現時点では、主旨に沿ったものであれば問題はありません。

委員長職務代理者 ということは、いまの段階では厳しい制約はなく、これから具体的に考えていかないといけないということですか。スポーツの分野等も関係ないということですか。

こども教育課長 そうですね。団体の方も交えて、講演会の内容等具体的なものを考えております。

教育長 この予算を要求しているということは、大阪府の交付金については協議書を出して、これから具体的な案を進めていくということですよ。財源の話ですが、すべてこの資料に載っております。出し方は考えないといけないと思います。

委員長 他に何か質問等はございませんか。なければ、議案第 64 号「平成 23 年度一般会計補正予算第 2 号原案承認の件」について原案どおり承認いたします。続いて報告事項にうつります。(2)「摂津市立鳥飼東小学校休業日の変更について」教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長 [摂津市立鳥飼東小学校休業日の変更について報告あり]

委員長 何か質問等はございませんか。

委員長職務代理者 感想ですが、確かに学校長がいてそれぞれ 15 校の判断があるの

かと思うのですが、暴風の影響は学校ごとに違いとかはないと思います。その時に、学校によってということなのですが、やはり影響から判断しないといけないわけです。そういうことになるとなんか不思議に思います。これは感想です。

大矢委員

うちの子は千里丘小学校ですが、あゆみをどうするかということで、プールの時に取りに行くということになりました。学校によっては、明日は休みになるのだろうと予測して、前日に通知簿を渡したところもあるようです。それぞれの事情も学校によって違うようです。

委員長

事業実施に伴う奨励援助の件について総務課長から説明をお願いします。

総務課長

〔事業実施に伴う奨励援助の件について報告あり〕

委員長

何か質問等がございますか。無いようでしたらその他に移ります。

教育政策課長

〔以下、参考資料等により、(1) 平成 23 年度 7 月までの問題行動等の件数について報告あり〕

委員長

何か質問等がございますか。

原田委員

母親支援というのは具体的にどのようなことですか。

教育政策課長

実はこの生徒は、上記の生徒間暴力、器物損壊にも関わっております。その時点、その時点での指導に対しては素直なのですが、繰り返してしまうところから、母親の抱える子育てのしんどさについて担任や学校側にも相談があると聞いています。母親ひとりで抱えこむのではなく、学校も協力して共に育てるといった懇談をしていると聞いています。

委員長

他に質問等がございますか。無いようでしたら次に移ります。

教育政策課長

〔以下、参考資料等により、(2) 平成 23 年度長期欠席調査結果 (1 学期分) について報告あり〕

委員長	何か質問等がございますか。
委員長職務代理者	中学校の不登校の場合、ものすごいバラつきがあります。千人率で 18.4 から 56.1 まで推測はつきますが、こういった状況なのですか。
教育政策課長	中学校だけの問題ではなく、その学年が小学校から不登校数が多いことがあります。逆に第三中学校から 1 学期中に報告いただいた、小学校では不登校であったが、中学校では登校するようになったといった報告もいただいております。小学校の不登校数がそのまま中学校へそのままどんどん増えていくということも一概には言えないのではないかと感じております。中学校につきましては、2 学期 3 学期とどうしても増えていく、学力の定着も非常に大きく関係しているのですが、なかなか中学校で劇的に数が減っているということはありません。
委員長職務代理者	経済的理由はカウントされておられませんけれども、小中続いて 0 なのですが、これはどういった場合にカウントされるのでしょうか。
教育政策課長	家庭での経済的理由での欠席は本市では調査を始めて以来 0 です。ここでのカウントは、保護者の仕事のお手伝いをする事で学校を欠席するという事です。
委員長	他に質問等がございますか。無いようでしたら次に移ります。
教育政策課長	[以下、参考資料等により、(3) 平成 23 年度摂津市シュアスタート確認調査 結果概要について報告あり]
委員長	何か質問等がございますか。
大矢委員	この間の中学の教科書でも非常にイラストが豊富で、普段文章を読む子どもが少ないのでテストの時に子どもたちが戸惑うのではないかと私は感じました。12 ページ、トランプの問題のところに空白がありますが、これはわざとなのでしょうか。
教育政策課長	申し訳ございませんが、わかりません。最終的にまとまった資料

につきましては、後日お配りさせていただきます。

委員長

他に質問等はございますか。無いようでしたら次に移ります。

総務部長

〔以下、参考資料等により、(4) 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について報告あり〕

委員長

何か質問等はございますか。

委員長職務代理者

まず、全体のボリュームですが、概要版を作ってほしいという要望が大矢委員からございました。しかし、本篇についても 53 ページにもなるとボリュームが多すぎます。3 分の 1 は減らすことはできるのではないかと思います。2 の教育委員会議の開催状況、これ 8 ページに及んでおりますが、表の部分についてカットすると 4 ページをカットすることができます。これはまさに、会議録を必要とされる方がいれば、ご覧いただいたらいいのではないかと思います。本文についても重要なことは記載されております。この表はいいのではないかと思います。これが 1 点。それから 2 点目、事業の執行状況の 1 教育方針総括の (3) ですが、学校園に対する指示事項が 10 ページあります。これは、2 つ目の 22 年度の取り組み 17 ページから 32 ページまでの中で十分書いていただいております。ほとんど重複していると思いますので、完全にカットでいけなければ (2) の①の学校園教育についてと②の社会教育についての中で補充をいただければと思います。以上で 3 分 1 くらいになると思います。1 番最後の 52 ページ、島先生と十分ご協議いただいていると思います。この 5 点、そのとおりののですが、ただかなり一般的にこうだと言っても、本市として 5 点を選ぶならどうかと思います。先月の研修会の時に、島先生と教育長と言っていたのですが、いわゆる本市の教育を巡っての強い部分、やや弱いと思われる部分をそれぞれ 5 人の委員がピックアップしていけば、こういう風に落ち着くのではないかと考えておまして、次回島先生との協議の前にしないといけないと思いますが、そうすると難しいので各委員が事務局に事前に考えを箇条書きにして出してもらおうのいいと思います。

教育長

では、今回は箇条書きにして出してもらおうということで、他の委員の方いかがでしょうか。

大矢委員	はい、私も溝口委員と同じ意見で課題のところを事務局側がすべて作ったのかと思っていたので、島先生にお尋ねしたいと思っております。といいますのは、5点中3点が教員の養成に傾いておりますので、お聞きしたいと思います。
教育長	原田委員が研修会を欠席しておられましたが、以前の研修会で外的要因で強いところと弱いところの話し合いをいたしました。また、資料をお渡しいたしますので、意見があれば出していただけたらと思います。
大矢委員	溝口委員と同じ意見なのですが、活動の件については、教育委員会が学校に指示を出したのですが、学校自身が動いていることなのでこれは除いてもいいのではないかと私も感じました。
委員長	他に質問はございますか。続きまして、各課事業報告及び結果報告について、総務課長より説明をお願いします。
総務課長	[各課事業予定及び結果報告について説明あり]
委員長	何か質問はありますか。無いようでしたら、これで平成23年第8回定例会を終了いたします。ご苦労様でした。